

元高教福第 953 号
令和元年 10 月 29 日

各市町村（学校組合）教育長 様
各県立学校長 様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

会計年度任用職員の制度の導入に伴う公立学校職員の
給与に関する条例等の一部改正について（通知）

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員の制度の導入に伴う職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」が令和元年 10 月 18 日付けで公布されましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、市町村（学校組合）立学校長及び所属の教職員に対する周知につきましては、改めて通知します。

記

1 条例改正の目的

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行による地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正に伴い、会計年度任用職員の制度が導入されること等を考慮し、会計年度任用職員の給与等について定めるほか、関係条例について規定の整備をすることとした。

2 会計年度任用職員制度の概要

別紙 1 「会計年度任用職員制度の導入等について」のとおり

3 条例改正の内容

別紙 2 「新旧対照表」のとおり